

## 2022年度に科目等履修生・特修生として出願し、 2023年度に入学・編入学をして資格取得を目指す場合の注意点

2022年度に科目等履修生または特修生として出願し、2023年度に本学部へ正科生として入学・編入学をして国家試験受験資格の取得を目指す場合には、以下のとおり注意点があります。出願にあたっては、2023年度の『出願手続要項』（2022年11月下旬発刊（予定））をかならず確認し、十分にご理解のうえで出願をご検討ください。

### 社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

#### ● 2023年度に1年次入学または2年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

実習科目の履修が必要な社会福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、入学後に「社会福祉士実習履修者・学内選抜」（以下、学内選抜）を実施します。

社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合には、実習科目の履修に向けて、まずは「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の前年度（2年生末）に「学内選抜」を受験・合格する必要があります。

ただし、正科生への入学・編入学前となる2023年3月31日（金）までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。

#### ● 2023年度に3年度次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

3年度次編入学で実習科目の履修が必要な社会福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、出願時の入学選考に加え、「社会福祉士実習履修者・入学前選抜」（以下、入学前選抜）を導入します。この入学前選抜には、選抜受験料がかかる予定です。ただし、正科生への編入学前となる2023年3月31日（金）までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、入学前選抜を受験する必要はありません。

### 精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

#### ● 2023年度に1年次入学または2年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

実習科目の履修が必要な精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、入学後に「精神保健福祉士実習履修者・学内選抜」（以下、学内選抜）を実施します。

ただし、正科生への入学・編入学前となる2023年3月31日（金）までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。

#### ● 2023年度に3年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指す場合

3年次編入学で実習科目の履修が必要な精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、入学後に「精神保健福祉士実習履修者・学内選抜」（以下、学内選抜）を実施します。ただし、正科生への編入学前となる2023年3月31日（金）までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。

2023年度に4年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさんへの注意点については、  
次ページを確認してください。